

学校法人光華女子学園寄附行為

(昭和14年7月28日 制定)

改正	昭和22年4月1日	昭和23年4月1日
	昭和25年3月14日	昭和26年2月28日
	昭和29年4月17日	昭和39年1月25日
	昭和40年3月13日	昭和43年1月18日
	昭和54年7月21日	平成5年4月1日
	平成6年4月1日	平成6年11月22日
	平成8年8月30日	平成9年12月19日
	平成12年2月3日	平成12年3月24日
	平成12年11月21日	平成12年12月21日
	平成13年2月7日	平成13年8月1日
	平成13年10月30日	平成14年7月30日
	平成15年7月29日	平成16年4月1日
	平成17年5月16日	平成17年12月5日
	平成18年4月1日	平成20年4月1日
	平成22年4月1日	平成22年10月29日
	平成25年5月30日	平成26年4月1日
	平成26年10月31日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成30年3月16日
	平成31年4月1日	

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本法人は学校法人光華女子学園と称し、その事務所を京都市右京区西京極野田町三拾九番地に置く。

(基本規定)

第2条 本法人についての規定は法令に定めるものの外、本寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は教育基本法及び学校教育法に従い、仏教精神に基づき、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 本法人は前条の目的を達成するため、次の学校を設置する。

(1) 京都光華女子大学

大学院	心理学研究科、看護学研究科
人文学部	文学科
キャリア形成学部	キャリア形成学科

健康科学部

健康栄養学科、看護学科、
心理学科、医療福祉学科

こども教育学部

こども教育学科

(2) 京都光華女子大学短期大学部

ライフデザイン学科

(3) 京都光華高等学校

全日制課程 普通科

(4) 京都光華中学校

(5) 光華小学校

(6) 光華幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上10名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 光華女子学園学園長

(2) 京都光華女子大学学長

(3) 評議員のうち互選により選任された者 3名又は4名

(4) 本法人に関係深い学識経験者のうちから、評議員会の意見を聞いて、前3号の理事の過半数の議決により選任された者 3名又は4名

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。ただし、本法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)及び評議員からは選任できない。

(役員の任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の

任期は4年とし、欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(役員解任及び退任)

第9条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の理事が出席した理事会において、4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務及び職務の代理)

第 10 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事又は互選による他の理事がその職務を代理する。

(理事の代表権の制限)

第 11 条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第 12 条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務を監査すること
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること
- (3) 本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) 本法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第 13 条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事長は、随時理事会を招集し、その議長となる。ただし、理事の過半数以上から、議会に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを召集しなければならない。
- 4 前項、ただし書きにある理事会召集を、理事長が召集しない場合には、召集を請求した理事全員が連署で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 10 項の規定による除斥のため 3 分の 2 に達しない時は、この限りではない。

- 8 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 理事会の決議について、直接利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 14 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 15 条 本法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、19 名以上 23 名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 5 理事長は、評議員総員の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを召集しなければならない。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 8 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。
- 9 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第 16 条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(諮問事項)

第 17 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画

- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (6) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 18 条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 19 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長を除く設置学校の長
- (2) 設置学校の職員のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者
3 名以上 5 名以内
- (3) 設置学校の卒業生で年齢 25 歳以上の者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者
2 名以上 4 名以内
- (4) 理事長及び理事のうちから互選により選任された者
4 名以上 6 名以内
- (5) 本法人に関係のある者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任された者
4 名以上 6 名以内

(任期)

第 20 条 評議員(前条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げるものを除く)の任期は 4 年とし、欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 21 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行のあったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 22 条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 23 条 本法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資産とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第24条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。但し、この法人の業務遂行上やむを得ない事由があるときは、理事の3分の2以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第25条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産(不動産及び積立金を除く。)をもって支弁する。

(会計)

第26条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第27条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第28条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第29条 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の書類及び第12条第1項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、本法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第30条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在より、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第31条 本法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散

(残余財産の帰属者)

第32条 本法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為を変更しようとするときは、評議員会の意見を聞いて、理事会において出席した

理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 公告方法その他

(公告の方法)

第34条 本法人の公告は事務所前の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第35条 本寄附行為施行についての細則は理事会において別にこれを定める。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和25年3月14日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和26年2月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和29年4月17日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和39年1月25日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和40年3月13日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和43年1月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和54年7月21日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

(光華女子短期大学家政科の存続に関する経過措置)

2 光華女子短期大学家政科は、改正後の寄附行為第3条第2項第2号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成6年11月22日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成8年8月30日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年12月19日)から施行する。

附則

(施行期日)

平成12年2月3日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(光華女子大学文学部の日本文学科及び英米文学科の存続に関する経過措置)

光華女子大学文学部の日本文学科及び英米文学科は、改正後の寄附行為第3条第2項第1号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(光華女子短期大学の生活学科の存続に関する経過措置)

光華女子短期大学の生活学科は、改正後の寄附行為第3条第2項第2号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

平成12年3月24日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

平成12年11月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年12月21日)から施行する。

附則

(施行期日)

平成13年2月7日文部科学大臣認可の寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年8月1日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年10月30日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年7月30日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年7月29日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年5月16日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年12月5日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(京都光華女子大学短期大学部生活環境学科の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学短期大学部生活環境学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

(京都光華女子大学文学部英語英米文学科の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学文学部英語英米文学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(京都光華女子大学人間関係学部の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学人間関係学部は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学部で在学する者が当該学部で在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(京都光華女子大学人間関係学部人間健康学科の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学人間関係学部人間健康学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 22 年 10 月 29 日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、理事会承認の日(平成 25 年 5 月 30 日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(京都光華女子大学大学院人間関係学研究科の存続に関する経過措置)

京都光華女子大学大学院人間関係学研究科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 26 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 26 年 10 月 31 日)から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 30 年 3 月 16 日)から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。